

# 閲覧設計書

件名	令和7年度除雪機械リース
リース物件	0.4m <sup>3</sup> タイヤショベル 外18台
リース期間	令和7年12月1日～令和8年3月27日
担当職員	建設課 主事 山田 凌正

リース物件

名称	台数
0.4m3タイヤショベル	1台
0.8m3タイヤショベル	2台
1.3m3タイヤショベル	13台
6t級除雪ドーザ AP	1台
8t級除雪ドーザ MP	2台
計	19台

# 令和7年度除雪機械リース契約 仕様書

## 1. 一般事項

- 1) この仕様書は、永平寺町がリース契約を締結する除雪機械に関して必要な事項を定める。
- 2) リースする除雪機械は、永平寺町が実施する除雪業務等に利用されることとなるので、その業務に十分耐えうるだけの装備および走行性能を備えるとともに、良好な操縦性能を有するものとする。
- 3) リースする除雪機械は、製造年が10年以内の機械を貸与する。

## 2. リースの内容

- 1) リース期間は、下記のとおりとする。  
令和7年12月1日から令和8年3月27日とする。
- 2) リース料金には、次に掲げるものを含めることとする。
  - ① 自動車保険（自賠責保険）
  - ② 任意保険（対人：無制限、対物：1,000万円、搭乗者：500万円）
  - ③ 車検（受検済みのもの）
  - ④ 特定自主検査（受検済みのもの）
  - ⑤ 登録納車費用
  - ⑥ 一般的メンテナンス費用（永平寺町の過失を除く）
  - ⑦ 緊急サービス（リース期間中は24時間体制を整え、状態によっては車両の交換を含めた迅速な対応をとる）
  - ⑧ 装備等（黄色の回転灯を堅固に固定すること。町指定の除雪中看板を設置すること。）
  - ⑨ 各年度のリース開始時、終了時における車両の運搬費用

## 3. リース料金の支払い

1期間の終了後、納入者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

## 4. リース台数

1台	0.4m <sup>3</sup> タイヤショベル
2台	0.8m <sup>3</sup> タイヤショベル
13台	1.3m <sup>3</sup> タイヤショベル
1台	6t 級除雪ドーザ（アングリングプラウ）
2台	8t 級除雪ドーザ（マルチプラウ）

## 5. 車体・装備

- ① タイヤチェーン：装備して納車（新品相当）
- ② バケット平刃：装備して納車
- ③ シガーソケット（電源）
- ④ 車体条件：キャビンおよびエアコン付き、シートは1脚とする。
- ⑤ エンジン：低騒音型エンジン
- ⑥ 燃料：軽油（納車時満タン）

## 6. メンテナンス

メンテナンスには、下記のものを含むものとする。

- ① 一般修理（永平寺町の過失を除く）
- ② 緊急サービス（リース期間中は24時間体制【休日も含む】を整え、状態によっては車両の交換を含めた迅速な対応をとる）

## 7. 補足

- 1) この仕様書について疑義が生じた場合、又は変更が必要な場合は永平寺町の指示を受けるものとする。
- 2) 検査の結果、不合格と認めた箇所については、直ちに修復のうえ再検査を受けることができる。
- 3) この仕様書は最低限の使用を定めたものであるので、仕様書に記載された以外の性能若しくは装備等を有すると町が認めた場合については、この仕様書に適合しているものとみなすことができる。
- 4) リースをおこなう建設機械の登録に関する一切の手続きおよび手数料等の費用は、受注者の負担とする。
- 5) 受注者は、12月1日から除雪業務等が実施できるよう町の指定する場所に納車するものとする。
- 6) この仕様書の適合をもって、検収とする。